



た、期間外以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日以内における前日に旅行中止のご通知をいたします。

g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のうち、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおかげで極めて大きいとき。

h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社との関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

i. 上記の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき。(但し10分以内の安全措置を講じることが可能な場合においては旅行を実施いたします。その場合のお取消料については、本項(1)の1.におきかえります。)

j. お客様が暴力団関係者その他反社会的勢力であると判明したとき。

ウ 当社が本項(1)の2.のAにより旅行契約を解除したときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(1)の2.のイにより旅行契約を解除したときは、既に取戻している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

## (2)旅行開始後の解除

1. お客様の解除・払い戻し  
ア お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ 旅行開始後であっても、お客様の責に帰せられない事由により確定書面に記載した旅行サービス提供を受けられない場合は、お客様は、取消料を支払うことなく当該サービスにない旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。

ウ 本項(2)の1.の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領するご都合でできなくなった部分の全額を返金いたします。ただし、当該事由が当社の責任に帰すべき事由により発生した場合は、当該全額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払われなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

2. 当社の解除・払い戻し  
ア 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。

a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への遵守、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫並びに団体行動の規律を乱し、当該旅行を安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c. お客様が当社の従業員又は添乗員、現地スタッフ等に対し、暴行、脅迫、恐喝及び侮辱等を行う。当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社との関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

e. 上記の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発表され旅行の継続が不可能になったとき。

イ お客様が暴力団関係者その他反社会的勢力であると判明したとき。

1. 解除の果実及び払い戻し  
本項(2)の2.のAに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためその提供を受けられなくなった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目でも既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払った又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

ウ 本項(2)の2.のA.d.により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のあらかじめお支払いになった費用のうち、お客様が旅行サービス提供を受けるべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

エ 当社が本項(2)の2.のA.の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 15.旅行代金の払い戻しの時期

(1) 当社は、「第12項の(2) (4)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「前14項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対して払い戻すべき全額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては確定書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内、お客様に対して当該金額を払い戻しいたします。>>>お客様都合による取消に伴う返金の際の手数料はお客様ご負担となります。未使用の空港諸税および旅客施設使用料等は、航空会社の払戻手数料を差し引いた残額をご返金致します。予めご了承ください。

(2) 本項(1)の規定は、第18項(当社の責任)又は第20項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 16.当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了まで、前記、募集型企画旅行参加者として行動していたことは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 17.添乗員

(1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。

(2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認め業務の全部又は一部を行います。

(3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を確定書面に明示いたします。

(4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までです。

## 18.当社の責任

(1) 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

(2) お客様が次に列示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

1. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのため生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

2. 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

3. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

4. 官公署の命令、外国の出入規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

5. 自由行動中の事故

6. 食中毒

7. 盗難

8. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日より起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)

(4) 航空運送約款には航空会社のために、日程上または利用で異なる複数の予約(重複予約)をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消れられた場合は払い戻しをいたしません。

## 19.特別補償

(1) 当社前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急発かつ偶然な外来の事故により生命、身体に重大な損害を受けて、旅行業約款特別補償条約により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として1日当たり14万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円を支払います。

(2) 日程表において、当社の手配した旅行サービスの提供が一切行われないう旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害については補償金を

お支払いをしない旨を明示した場合限り、「[当旅行参加中]とはいたしません。」お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超経路動力機(モーターハングライダー、マイクラフト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジップライン体験その他これらに類する危険な運動中の事故であるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4) 当社が本項(1)の一方の義務が履行されたときその全額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

## 20.お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、責任、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を遵守しないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を受け取ります。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、輪船員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込みに申し出なければなりません。

(4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態になると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責任に帰すべき事由によるものであるときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用が指す期間まで当社に指定する方法で支払うなければなりません。

(5) 復路送迎のサービスは、航空便の遅延などが発生した際につきその対応のお手伝いをさせていただきます。送迎は放棄されますがご不便にご了承ください。ご自身で対応頂くこととなりますが、当社手配の復路便については必要に応じて可能な限りお手伝いさせていただきます。何らかい申し出「出発のご案内書」記載の現地連絡先へお電話ください。

## 21.オプションツアー又は情報提供

(1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を取受として実施する小旅行(以下「当社オプションツアー」といいます)のうち、当社が企画・実施するもの第19項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

(2) オプションツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットに明示した場合には、当社は、当該オプションツアーに参加中にお客様に発生した第19項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払いません(但し、当該オプションツアーのご利用が主たる募集型企画旅行の「無手数料」であり、かつ、その旨がパンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定め及び現地法人に帰します。

(3) 当社は、パンフレット等「単なる情報提供として可能なスポーツ等」に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害については、当社は第19項の特別補償規程は適用しません(但し、当該オプションツアーのご利用が主たる募集型企画旅行の「無手数料」であり、かつ、その旨がパンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。)、が、それ以外の責任を負いません。

## 22.旅程保証

(1) 当社は、次表右欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の1.、2.、3.の規定するものを除きます。)、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得る額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内の者を乗じて支払います。ただし、当該変更が生じた日(本項18項(1)の規定に基づく責任が生ずることが明らかになった場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。)

1. 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋等の他の諸設備の不足が発生したときには変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア 旅行日程に変更を要する悪天候、天災地変、い・戦乱、ウ・暴動、イ・官公署の命令、ウ・欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、カ・遅延、遅送スケジュールの変更等当初の運行計画にない運送サービスの提供、キ 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために当該必要措置

2. 第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

3. パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がいつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得る額を上限とし、また未帰りの未帰であるときは、支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であり、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社はお客様の同意を得て全額による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと対応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

1件当たりの率(%)	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合は	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の低い料金のおへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した本邦外の本邦外との間における直行便の乗継便又は経路便の変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
9. 上記1.～8.に掲げる変更のうち募集契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:「旅行開始前」中、当該変更については旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合はいいます。

注2:確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容と異なる場合は確定書面の記載内容と実態に提供された旅行サービスの内容の間に変更が生じたときは、それにより変更につき件として取り扱います。

注3:3.4.に掲げる変更に関する運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4:4.に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。

注5:7.に掲げる宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

注6:4.7.8.に掲げる変更が一乗船等又は一泊中の複数生じた場合であっても、一乗船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注7:9.に掲げる変更については、1～8.の率を適用せず、9.によります。

注8:オプションツアーによる旅程保証の対象とはなりません。

## 23.通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジット会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の保険への会員の署名なくして旅行代金の支払を受けるとする条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受けられる場合があります。(以下「通信契約」といいます)その場合の旅行条件は、本企画旅行条件書に準拠いたしますが、一部異なるところで以下に異なる点のご案内をいたします。

(1) 通信契約の申込に際し、会員は、申込しよする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「発着番号」、「カードの有効日限」等(以下「会員登録情報」といいます)を当社にお申し出いただきます。

(2) 通信契約は、電話によるお申込の場合は、当社からお申込を受理した時に成立します。また、郵便、インターネットその他の通信手段によるお申込の場合は、当社が契約の締結を承諾した旨の通知を発した時に成立します。ただし、契約締結を承諾する日09:00-mail、プッシュ、留守録等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。通信契約成立日をご利用日とします。

(3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第14項の取消料と同額の補償金を申し受けたい。ただし、当社から別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。

(4) 当社は、会員と通信契約を締結した場合であって、第12項(2)から(4)までの規定により旅行代金が減額された場合又は第14項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対して払戻すべき全額を生じた場合は、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額は旅行開始後の解除による払戻しにあっては解除の翌日以内に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に会員に対して払戻すべき額を通知するものとし、会員は当該通知を行なった日からご利用日とします。

(5) 通信契約を締結したお客様の場合であって、会員の所有するクレジットカードが無効となった場合、旅行代金が提携会社のカード会員規約に従って決済できない時は、旅行契約が拒否された場合とさせていただきます。

(6) 通信契約を締結する場合、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等によって受け取れない場合もあります。

## 24.海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがその他の損害、多額の治療費、賠償費等がかかることがあります。また、事故の発生、加害者の損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これをカバーするため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、当社の係員にお問い合わせください。

## 25.個人情報の取扱い

旅行参加申込書にご記入いただく個人情報は、当社の個人情報保護の基本方針にもとづき、以下に掲げる個人情報保護規定および法令に準拠し、適切な管理、利用、保護に万全を尽くします。

- (1) 当社は、お客様にご提供いただいた個人情報、お客様との連絡のために利用させていただきます(但し、お申込みになられた旅行サービスの手配に必要な範囲で、運送機関・旅行サービス提供機関に対し、お客様の氏名、パスポート番号および現地滞在先等、あらかじめ電子的方法等によって送付、提供します。また、旅行先での買い物等の便宜のため、土産物店にお客様の個人情報提供することがあります。また、お客様により良い旅行商品やサービスを提供するために、新しく旅行商品やサービス、キャンペーン・情報等のご案内、アンケートや旅行参加のご感想の提供をお願いし、統計資料の作成等に、お客様の個人情報を利用して頂くことがあります。)
- (2) 当社は、下記の場合を除き、お客様がご預かりされた個人情報第三者に開示・提供いたしません。
- ① お申込みになられた旅行サービスの手配のため、旅行サービス提供機関や当社および販売先の手配業務委託先、必要最小限の情報を提供する場合。
  - ② お客様ご本人の事前の同意が必須な場合。
  - ③ 公的機関や第三者等から、法令および法的な命令等にもとづき、個人情報の開示・提供が求められた場合。
- (3) 当社は、旅行添乗業務、空港カウンター業務等、お客様がご預りした個人情報の一部または全部の業務を他社へ委託する場合があります。当該企業に対して厳正な調査を行なったうえ、個人情報保護を適切に管理・保護されることを、定期的な監査を行います。
- (4) お客様から提供された上記第三者への提供に同意頂けない個人情報があり、その情報が、お申込みになられた旅行サービスの手配に必要な不可欠なものである場合、お申込みを受けられない場合があります。
- (5) 上記個人情報の第三者への提供停止、データの削除、訂正を希望される場合は、お申込み店まで申し出ください。

## 26.旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

## 27.その他

(1) お客様が現地で事故、犯罪等の被害に遭われた場合には、必ず現地で警察に被害の申告をし、必要に応じて事故証明書を取得して下さい。また、事故、犯罪等により、怪傷をされた場合には、必ず現地で病院に行き、医師の診療を受け、必要に応じて診断書等を取らせて下さい。お客様が現地で警察、病院等に行かず、事故証明書、診断書等を取得せずに帰国されたときは、保険、補償等の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。また、このような場合、弊社においても、一切対応いたしかねます。

(2) お客様が個人的な案内・買物等による添乗員等に依頼された場合に伴う諸費用、お客様の怪傷、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物取戻に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(3) お客様のご便宜はお客様のため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いいたしかねます。免税戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意ください。その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内語法令により日本への持込が禁止されている物品がございますので、ご購入には充分ご注意ください。

(4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。

(5) どの代金は帰国後専用11～12才未満の場合に、幼児代金は満2才未満で航空座席及び客室においてバックシートには使用しない。どちらも原則として旅行開始日より基準に適用いたしますが、ご利用の航空会社によっては帰国日が基準となる場合があります。

(6) 当社が募集型企画旅行契約により旅行を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについてはパンフレット表紙等に記載している発着空港を以て(集合)し、当該空港に着着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等で案内した海外での集合場所を以て(集合)し、海外での解散場所を解散するまでとなります。

(7) 日本国内の空港等から、本項(6)の発着空港までの区間を別途手配した場合は(パンフレット等に記載の追加代金または無料手配を含む)は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。

(8) 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社との登録サービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更による第18項(1)及び第22項(1)の責任は負いません。

(9) ページンターは、資格制度も未整備でも、あくまでホテルに対しては、同一責任同意書を提出のうえお客様とページンター個人間同士での契約となります。万一事故等が発生しても保険制度もありません。当社では承っております。上記のような事情を了解の上、ご利用を希望される場合は、当社は関与致しかねますので、ホテル到着後に直接お申込みください。

この旅行条件書は2022年12月1日の基準に基づきます。

# ご注意

1.ご旅行をお楽しみ頂くために  
ご旅行中に、提供されたサービス契約内容と異なること認識された場合は、直ちに現地にてお申し出ください。ご帰国後にお申し出いただいても対応致しかねる場合もございます。

## 2.お荷物について

送迎車は、お1人様スーツケース1つを手荷物1つを想定してご利用いたします。それを超える場合、追加運搬手数料が発生しますので、ご出発の7日前(土日祝除く)までにお申し出ください。事前連絡なくご持参された場合、現地にて追加運搬手数料をお支払いいただいた上で別車両がご用意できるまでお待ち頂くか、お客様のご負担・責任においての移動(タクシー等)をお願いすることがございます。

3.ダブルブッキング(重複予約)について  
既にご旅行予約にお申し込みをされ、当社にもお申し込みをされた場合、空席・空室があった場合でも、航空会社およびホテル側が予約を受け付けられない場合がございます。また、予告なく確保済みであった座席・お部屋をキャンセルされる場合もありますが、当社では責任を負いかねます。

## 4.忘れ物について

検索、回収の手数料として発見の可否に関わらず1件につき一律3,000円(税別)を頂きます。携帯電話やパソコン、デジタルカメラなどの電子機器類や、クレジットカード、キャッシュカード、現金等貴重品、その他隠匿郵便・宅急便で送れないものは、現地での保管期間6ヶ月の間ご自身でお引き取り頂くことが条件となります。郵送可能なものは送料も必要経費はお客様ご負担にて取り扱います。配送中の破損や紛失について弊社では賠償致しかねます。尚、郵送関係につきましては、当社では分かりかねますのでご自身でご確認ください。